

広報とやま 令和6年(2024年)4月5日号掲載

くらしの情報あれこれ

墓じまい ～離檀料に関するトラブルに注意～



【相談例】

- 自宅から遠く、自分も入るつもりはない墓なので、墓じまいを寺に申し出ると、離檀料300万円を要求された。払えないと言うとローンを組めると言われた。
- 跡継ぎがいないので寺に離檀したいと相談すると、過去帳に8人の名前が載っているので、700万円かかると言われた。

【アドバイス】

- 今ある墓を片付け、寺など墓地の管理者に返還する墓じまいの際に、高額なお布施（檀家をやめるときに寺へのお礼として慣習的に支払う、いわゆる「離檀料」など）を要求されることがあります。
- 離檀料に明確な基準はなく、金額に納得がいかない場合は、基本的には寺などと話し合うことになります。
- 墓じまいは勝手にはできず、寺などが発行する「埋葬証明書」などが必要です。家族や親族などを交えるなどして、よく話し合いましょう。

お問い合わせ 消費生活センター 電話:443-2047
相談受付時間 (月)～(金) 10:00～17:30(電話相談は9:00～17:30)
※(祝)(休)、年末年始およびCIC休館日は除く。